答　申　第　３　１　号
平成２７年２月２５日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門　殿

徳島県個人情報保護審査会
会　長　　大　道　　晋

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について（答申）

平成２７年１月９日付け税第５３７号で諮問のありましたこのことについて，下記のとおり答申します。

記

オンライン結合による個人情報の提供制限の例外に関する事項（条例第８条第２項第３号関係）について

諮問された事項については，公益上の必要性があり，かつ，オンライン結合の基準に則し個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていることが認められます。

オンライン結合による提供制限の例外に関する事項（条例第８条第２項第３号関係）

（特定のものに対する提供）

番号	システム等の名称	提供する個人情報の対象者の範囲	提供先	オンライン結合による提供制限の例外を認める理由
1	自動車税納付確認システム	登録自動車の所有者又は使用者	国土交通省	○自動車の継続検査及び構造等変更検査の際に必要となる自動車税の納付確認の事務をオンラインを利用して行うことにより、受検者の利便性の向上や行政事務の簡素化、効率化を図るものである。 ○本システムは、ＯＳＳ都道府県税協議会（全都道府県が構成員となっている。）が民間事業者に委託して開発し、全都道府県で共用するが、システム内には各都道府県ごとの独立した領域を設け、相互にデータを授受することはできない設計となっており、データの提供先は、国に限定されている。 ○データを提供する際は、行政専用回線を利用するとともに、データの暗号化等によりデータの漏えい防止措置が講じられることとなっている。 ○データの提供先においては、担当者の特定やパスワードを設定し、データへのアクセス権限を制限する等の適切な保護措置が講じられることとなっている。 ○本システムの運用保守契約については、ＯＳＳ都道府県税協議会が民間事業者と契約を締結する予定であるが、契約条件としてデータの漏えい防止等の保護措置を講ずる義務を課すこととしている。 　なお、本システムは、セキュリティが確保されたデータセンターに設置され、情報取扱者以外の者は入室できないため、ＯＳＳ都道府県税協議会の職員がデータに接することはない。

徳島県個人情報保護審査会審議経過

回	開　催　年　日	内　　容
第６８回	平成２７年　１月２２日	諮問 審議
第６９回	２月２５日	審議

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

氏　　名	職　　業　　等	備　　考
井　関　佳穂理	公認会計士	
大　道　　晋	弁護士	会　　長
鈴　木　亜佐美	弁護士	会長職務代理者
南　波　浩　史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松　永　満佐子	四国大学短期大学部教授	

（五十音順）